

国立大学法人福岡教育大学附属福岡中学校いじめ防止基本方針

1. 学校いじめ防止基本方針策定の意義

今日社会問題化しているいじめの問題については、本校においても、学年、学級を問わず、誰にでも起こりうるという認識に立ち、いじめの防止に努めることを目的とする。

そこで、法の趣旨を踏まえ、国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）。以下「国の基本方針」という。）等を参考に、本校において、いじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう「学校の基本方針」を定めた。

学校の基本方針は、法の規定により実施すべき対策について、「国の基本方針」及び「県の基本方針」に沿って、いじめの問題に対する学校、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化することとした。

2. いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響： 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

(2) いじめ防止等に関する考え方

国や県の基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本校においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

3. いじめ防止等の対策

本校は、いじめの防止等のため、本基本方針に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を策定し推進する。

(1) いじめ防止等に対する本校の施策

本校においては、法第8条、13条、15条、16条、18条、19条、22条、23条、25条の内容を踏まえ、いじめの防止等のための対策を次のように策定し推進する。また、これに必要な措置を講ずる。

A 早期発見・支持的風土づくりのための措置

- ① 毎月1回、福岡市が策定する「いじめゼロの日」に、いじめに関するアンケート調査を行う。これは教務部が実施する「教育相談アンケート」とは別途に行うものである。実施方法については「記名・無記名」、「その場・持ち帰り」など様々な方法を学級の実態や状況に応じて併用する。
- ② 「生活記録ノート」を活用し、学級担任による生徒理解に努める。
- ③ 生徒支援委員会（隔週）、生徒指導部会（随時）を開催し、各学年生徒の実態把握に努め、対策を講じる。
- ④ 養護教諭と連携を図り、生徒の実態把握に努める。
- ⑤ スクールカウンセラーとの連携を図り、生徒の実態把握に努める。
- ⑥ 学級力アンケート及び学級ルールを活用を通して、生徒が成長の実感を伴いながら、意図的・計画的に秩序があり安心・安全で落ち着いた学級作りを主体的に進めていけるように支援する。
- ⑦ ソーシャルスキル・トレーニングを特別活動の時間に取り入れたり、帰りの会において1分間トークを取り入れたりして、生徒相互の理解を支援する。

B 相談体制の整備

- ① 「生活記録ノート」を介した学級担任と生徒とのやりとりを通して、相談しやすい関係づくりを構築する。
- ② 学級担任は学校生活のさまざまな場面を通して、生徒の実態把握に努めるとともに、生徒とのコミュニケーションを図るようにする。
- ③ 年間2回の教育相談を実施する。
- ④ スクールカウンセラーの訪問日を生徒・保護者に周知する。

C インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① インターネットを用いた情報発信による人権侵害や犯罪についての学習を、道徳及び学級活動の時間に位置付ける。
- ② 技術・家庭科（技術分野）の情報の学習をはじめ、各教科の授業において、インターネットの仕組みを理解させるとともに、使用する際のマナーやルールについて指導する。
- ③ PTAと連携し、いじめ防止の広報に努める。

D いじめ防止のための研修の実施

- ① いじめ防止のための職員研修を年度初めの職員会議や研修の年間計画に位置付ける。
- ② 学校いじめ防止基本方針を入学時・各年度の開始に生徒及び保護者を対象として説明する。

E 保護者、地域住民、その他の関係者との連携

- ① PTA役員に「いじめ防止対策委員会」の構成員として参加を要請し、意見を反映させるとともに、いじめ防止の啓発の契機とする。
- ② 学校・警察連絡員を置き、教頭及び生徒指導主事が学校・警察連絡員を担当する。

③ 学校評議員会において、いじめ防止の観点から幅広く意見を聴取する。

④ スクールカウンセラーとの連携を図る。

F 道徳教育の充実

① 道徳教育担当部会、人権教育担当部会において、いじめ防止のための題材の選定を行い、在学３年間の系統的な指導を図る。

② 病気や感染症に対する偏見や差別をなくすために、授業や休み時間などのすべての学校生活で生活の様子を注視し、共生意識の向上を図る。

(2) いじめに対する対応

A いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を直ちに確保するとともに、職員全体で共通理解のもと組織的に対応する。

B 状況や対応の経緯について、客観的な事実確認を速やかに行い、大学へ報告するとともに、連携の方向性を協議する。

C 被害生徒やその保護者、加害生徒とその保護者に対するこまやかな対話を怠ることなく継続し、カウンセリング等の心のケアを行う。

(3) いじめ防止のための組織

A 生徒支援委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援教育主任、養護教諭、スクールカウンセラーの１０名で組織する。隔週で開催する。

B いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、PTA 会長、地域代表（学校評議員）の６名で組織する。年間２回の定例会を開催し、必要に応じて PTA 副会長、養護教諭、スクールカウンセラー等を加えて、臨時の委員会を開催することができる。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第２８条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

（例）・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- (2) 重大事態の判断
重大事態の判断を行うのは、学校設置者又は学校である。
- (3) 本校における重大事態への対処
生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについて教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることとする。
- (4) 重大事態の発生報告
学校は、重大事態が発生した際は、国立大学法人福岡教育大学の学長を経由し文部科学大臣に、重大事態が発生した旨を報告する。
- (5) 重大事態発生時の調査機関
調査主体は、法律上学校の設置者または、学校が行うものとされており、学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。

令和7年2月17日（月）改訂